

各種医療費助成制度をお持ちの方へ (乳児・こども・母子/父子・老人・障害医療)

医療費助成制度利用するには、

①治療用装具製作指示装着証明書②領収明細書の

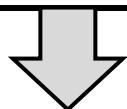
コピーが申請時に必ず必要になります。

◆まずはご加入の健康保険に治療用装具の療養費支給申請を行ってください。

◆ご加入の健康保険から療養費の給付決定後に、**支給決定通知書**が申請先住所に送付されますので、次に医療費助成の手続きを行ってください。

医療費助成手続きに必要なもの

1. **①と②の書類のコピー**
2. **支給決定通知書**
3. 健康保険証
4. お持ちの医療証(乳児・こども・母子/父子・老人・障害医療)
5. 銀行/支店名と口座番号(通帳・メモ等)
6. みとめ印(銀行印でなくても良い)



上記の書類を揃えて

市区町村役所の各医療窓口にて申請してください。

※給付時期/・給付割合に関しては役所の各窓口にお問い合わせください。

近畿義肢製作所

◇受付時間 <月～金>8:30～17:00

<土> 8:30～12:00

<本社> 神戸市西区伊川谷町有瀬 990-1

☎TEL:078-974-2412

<大阪営業所> 堺市堺区東雲西町 4丁 2-19

☎TEL:072-238-3818

※日曜・祝日は営業していません